

## 青梅市こども計画原案

### 第6章

# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の推進

本計画では、「こども基本法」の理念や、総合長期計画で示しているまちづくりの基本方向に則して、青梅市において「こどもがまんなかのまちづくり」を実現するための基本方針の設定と、3つの基本目標、具体的な取組施策を定めました。また、あわせて、幼児期の保育・教育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容およびその時期などを定めました。

計画の推進に当たっては、妊娠・出産期の女性とその家庭や、乳幼児期・学童期・思春期のこどものみならず、青年期の若者までを含めた幅広い年齢の対象に対して、そのライフステージに応じた取組を適切に実施していくことが求められます。同時に、保育・教育事業に対する市民のニーズを踏まえた、サービスの量的確保と質の向上の実現を目指していくことが必要となります。

そのためには、庁内関係部署が横断的に施策の推進に取り組むとともに、家庭・学校・地域・事業者等、こどもと子育てに関わる多様な主体が連携していくことが重要であり、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

### (1) 計画の推進体制

「こどもがまんなかのまちづくり」を目指して、子ども・子育て会議や、庁内関係部署、教育委員会、地域、子育て関係団体、企業等が連携して、こども・若者・子育てに関する施策を推進していきます。

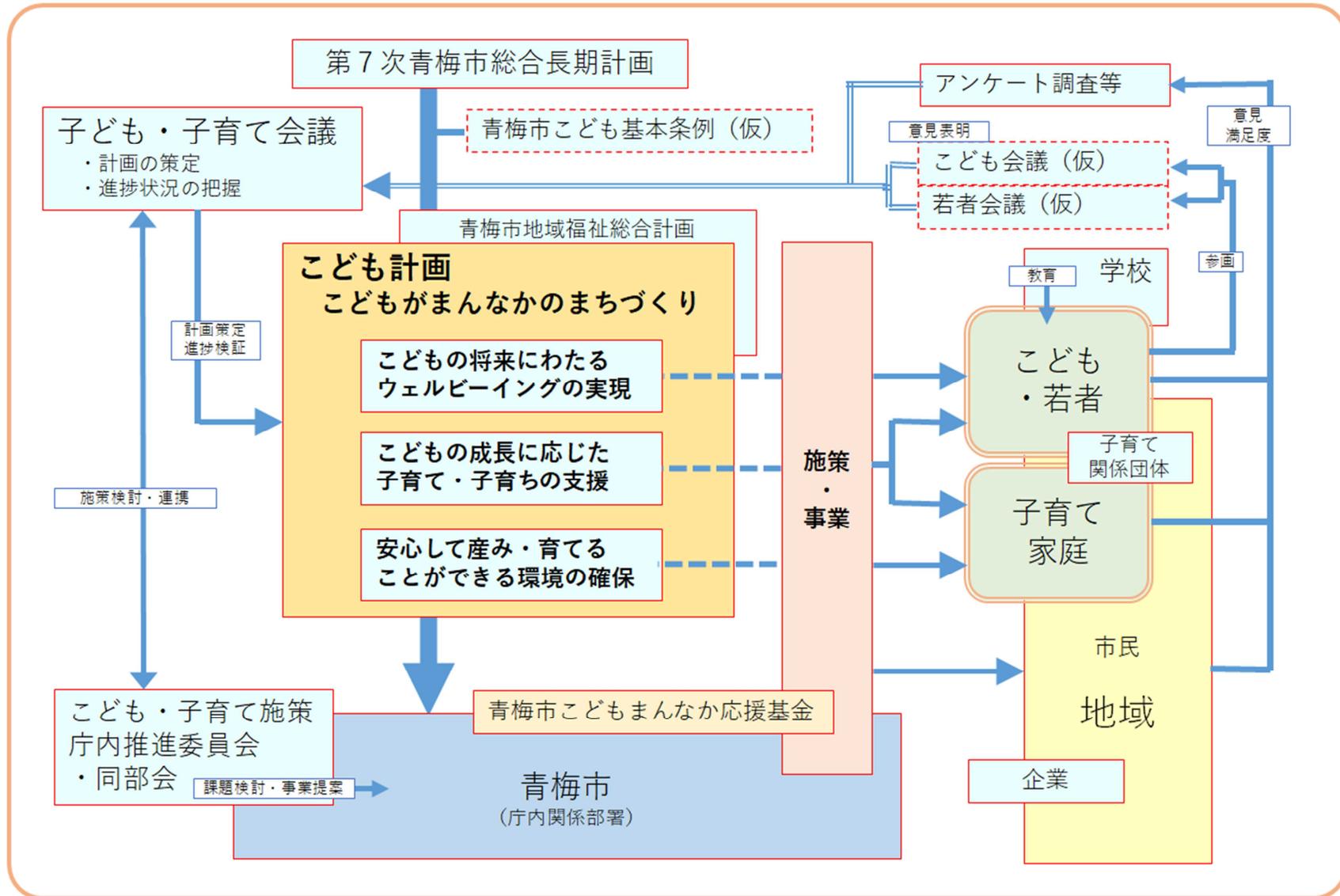
### (2) こども・市民の参画と協働

こども・子育てをめぐる問題は、地域や社会の仕組み全体と大きくかかわりを持っています。そのため、それを単に家庭だけの問題としてとらえるのではなく、地域や関係機関との連携のもと、また、子育て関係団体などと協働で取り組み、この計画を推進していきます。

### (3) 計画推進の連携体制

本計画の基本方針「こどもがまんなかのまちづくり」の実現を目指して、3つの基本目標を中心に、各施策を関係機関と連携しながら、着実に施策を推進していきます。

また、こども・若者の参画による意見表明の機会を設けるとともに、定期的に市民に対するアンケート調査を行い、計画の成果を踏まえた、施策の展開を図っていきます。



## 2 こどもの権利を尊重する地域社会の形成

「こどもがまんなかのまちづくり」に向けた各種施策を確実に進めていくためには、市民、家庭、学校、地域、企業、行政といった、こども・若者を取りまく全ての関係性において、共通認識のもとに、こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える「こどもの権利」が尊重される地域社会の形成が大切です。

こどもや若者の視点に立ち、意見を受けとめ、こどもにとって最善の利益を第一に考える  
「こどもの権利」を尊重する地域社会の形成

### 市民

市民一人ひとりが、「こどもの権利」を十分に理解し、こども・若者の育ちを支えていく社会の一員であることを認識するとともに、自分の子育てと他人の子育てに関心を持ちながら、生活していくことが大切です。

### 地域

地域社会は、こどもを含め、そこに住む全ての人々が健全な生活を営み、充実した日々を過ごすための大切な場です。こども・若者は次代を担うかけがえのない「宝」であり、自治会や隣近所など地域全体が協力し合って、こどもの成長や若者の交流を見守り、育てていくことが大切です。

### 家庭

家庭は、こども・若者の人格形成や基本的な生活習慣の確立にとって重要な役割を持ちます。思いやりや自主性、責任感などを育むため、こどもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行っていくとともに、やすらぎのあるふれあいのもと、相互に助け合える人間関係の形成に努めることが大切です。

### こども・若者

「こどもの権利」をこども自身が認識し、大人たちから見守られながら成長していくことが大切です。

「こどもの権利」4つの原則

- ・差別のないこと
- ・こどもにとって最もよいこと
- ・命を守られ成長できること
- ・こどもが意味のある参加ができること

### 学校

学校は、こどもたちが心豊かに主体的、創造的に生きていくための基礎的な資質や能力を育む場です。人間性や社会性を十分に育むことができるよう、家庭や地域と協調・連携し、多様な体験を通じて、「生きる力」を身につけられるよう教育を推進していくことが大切です。

### 企業

企業は、従業員が子育てしながら働き続けることができるよう、バランスのとれたゆとりのある就業環境や条件の整備を進めることが大切です。また、地域と密接に関わり、子育てしやすい地域社会へのより一層の貢献と参画が図られることが期待されます。

### 行政

市は、「こどもの権利」および「こども計画」を広く市民に知らせ、認識の普及を図るとともに、家庭、学校、地域、企業と連携しながら、保育、地域の子育て支援、母子保健、学校・家庭教育、こども・若者などへの支援にかかる事業を展開します。また、こども・若者本人の要望や意見、子育て家庭の要望などに対して真摯に耳を傾け、そのニーズに対応し、幅広い視点から総合的にこども施策を推進していくことが求められています。

### 3 計画の進行管理

本計画を実効性のあるものとして推進するため、計画にもとづく施策の進捗状況と計画全体の成果を検証していきます。

「青梅市子ども・子育て会議」や、庁内組織である「青梅市子ども・子育て施策庁内推進委員会」において、PDCAサイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。

また、こども若者の意見や、市民アンケートから得られた意見を踏まえた事業評価を取り入れ、各年度施策の検証を行うとともに必要な見直しを行い、改善を図りながら適切なタイミングに有効な施策を行うことに努めていきます。

PDCAサイクルのイメージ

